

事務局説明資料

(欧米の決済サービスに関する法制度及びインフラ等について)

平成27年3月24日

金融庁総務企画局

目次

○ 決済サービスに関する制度等

- EU決済サービス指令
- 米SIMPLE社のサービス(銀行口座へのアクセスに係るサービスの提供等)の概要

○ 決済サービスのインフラに関する追加情報

- 各国における決済インフラの概要
- 海外送金に係る枠組み(IPFA)
- 各国における非居住者送金の取扱い

○ 欧米の決済高度化に関する取組み

- 米国 - FRBにおける取組み(「米国決済システムの高度化に向けた戦略」)
- 欧州 - Euro Retail Payments Boardにおける取組み
- 英国 - Payment Council及びPayment Systems Regulatorにおける取組み

EU決済サービス指令について①

概要

- EU決済サービス指令(Payment Services Directive/PSD)は、「各EU加盟国の決済サービス市場を統合し、規模の経済と競争によって決済サービスが一層効率化され、社会全体での決済コストが削減されるような、統一的なEU決済サービス市場を創出すること」を基本的な目的として、2007年11月に成立(EU加盟国は、2009年11月1日までに本指令を国内実施する必要)。

本指令の具体的な目標としては、以下の3点が規定されている。

― 市場参入障壁の除去及び平等な競争条件の確保による支払サービス提供者間の競争の促進

- 支払サービスの提供が許される「支払サービス提供者(Payment Service Provider)」の一類型として、「支払サービス事業者(Payment Institution)」の概念を創設し、共通の規制要件を規定(※)

(※)「支払サービス提供者」としては、支払サービス事業者のほか、銀行等(Credit Institution(銀行規則上、免許制))及び電子マネー事業者(Electronic Money Institution(第二次電子マネー指令上、免許制))等がある。

― 支払サービス提供者が提供する情報の透明性向上及び情報提供が義務づけられる項目の共通化

- 支払サービス提供者に対して、契約締結前及び支払取引の実行前・実行後の情報提供義務を規定

― 支払サービス提供者と利用者との間における権利義務関係の明確化・共通化

- 無権限取引(紛失・盗難カードや暗証番号の不正利用により、無権限の他人が行った支払取引等)における支払サービス提供者と利用者との間の損失分担ルールにつき体系的に規定

適用範囲

- EU域内で提供される支払取引に対して適用
- ただし、支払サービス提供者の情報提供及び支払サービス提供者と利用者との間の権利義務関係に関する規定は、支払人側・受取人側の支払サービス提供者の双方がEU域内に所在する場合であって、ユーロ(又はEU加盟国の通貨)でなされる支払サービスに限り適用

市場参入障壁の除去及び平等な競争条件の確保による支払サービス提供者間の競争の促進(1)

- 支払サービス事業者の創設(免許制(authorisation)(※))
 - － 当初資本金要件(initial capital)
 - サービスの類型に応じ、2万ユーロ(支払口座を経由しない送金サービス)、5万ユーロ(携帯電話等を用いた支払代行サービス)、12.5万ユーロ(支払口座を経由した送金サービス、支払口座への現金入金・引出サービス、支払手段の発行・加盟店管理等)以上の当初資本金を有すること
 - － 業務継続中の自己資本要件(own funds)
 - 当初資本金要件として定められた額以上であり、かつ、下記の計算方法から所管当局が選択した方法により算出される所要額以上の自己資本を維持すること
 - (i)前年の総固定費の10%
 - (ii)前年の取扱総額の12分の1に、金額逡減的な掛け目(4~0.25%)及び業務内容に応じた調整比率(業務内容が送金のみの場合は0.5、携帯電話等を用いた支払代行サービスの場合は0.8、その他の支払サービスの場合は1)を乗じた金額
 - (iii)前年の粗利益に、金額逡減的な掛け目(10~1.5%)及び業務内容に応じた調整比率(上記(ii)と同様)を乗じた金額
- (※)・ EUシングル・パスポート制度により、あるEU加盟国で免許を受けた支払サービス事業者は、全てのEU加盟国内で支払サービスを提供することが可能
 - ・ 所管当局は、月間平均取扱金額が300万ユーロ以下の事業者について、支払サービス事業者に対する規制監督のための条項の全部又は一部の適用を免除可能(ただし、これらの適用免除を受ける事業者については、EUシングル・パスポート制度は利用不可)
 - 英国は、月間平均取扱金額が300万ユーロ以下の事業者について登録制(registration)とし、一部規制を緩和

(参考)その他の支払サービス提供者に関する財務上の要件

- 銀行等(免許制(authorisation))
 - － 500万ユーロ以上の自己資金の永続的維持(資本要件指令(Capital Requirements Directive))
 - － バーゼルⅢに対応する自己資本ルール(2013年改正資本要件指令(4th Capital requirement Directive)及び資本要件規則(Capital requirement regulation))に基づく健全性規制
- 電子マネー事業者(免許制(authorisation))
 - － 35万ユーロ以上の当初資本金を有すること
 - － 電子マネーに係る業務の継続中、当初資本金要件で定められた額(35万ユーロ)以上であり、かつ、上記(i)~(iii)及び未決済の電子マネーの平均額の2%以上の自己資本を維持すること

市場参入障壁の除去及び平等な競争条件の確保による支払サービス提供者間の競争の促進(2)

○ 支払サービスに関して預かった資産の保全義務

- － 兼業の支払サービス事業者が対象(※)
- － 他の資産からの隔離(信用機関の口座への預金又は所管当局が定める安全かつ流動性のある低リスク資産での運用)(※)
- － 利用者に対する優先的弁済

(※)所管当局は、①専業の支払サービス事業者に対しても、上記の義務を課すこと、②資金額が一定金額(600ユーロ)以下の資金を利用者から預かる場合に、当該利用者の資金を保護するための資産保全義務を免除することを選択可能
→英国は、①(専業を含む)すべての支払サービス事業者に対して資産保全義務を課すとともに、
②資産保全の対象を50ポンドを超える支払取引につき利用者から預かった資金に限定

○ 所管当局による監督に関する規定

- － 報告徴収、立入検査、免許の停止・取消権限等

(参考)その他の支払サービス提供者が支払サービスに関して預かった資産の保全

- 銀行等:預金について、預金保険制度により保全
- 電子マネー事業者:電子マネーの発行と引換に受領した資金について、支払サービス事業者と同様の資産保全義務により保全

支払サービス提供者が提供する情報の透明性向上及び情報提供が義務づけられる項目の共通化

○ 情報提供義務

単一取引(single payment transactions/1回限りの支払取引)及び継続的取引/framework contracts/将来における個別の又は継続的な支払取引の実行に関する契約)のそれぞれについて、以下を規定

- － 情報提供の内容
 - ・契約締結前(支払取引の実行に要する期間、手数料等)
 - ・支払指図受領後(支払取引の特定のための照会番号、取引金額、手数料、支払指図の受領日等)
 - ・支払取引実行後(支払取引の特定のための照会番号、取引金額、手数料、入金記帳の日付等)
- － 情報提供の方法(利用者から容易に閲覧可能な方法であること等)
- － 契約の変更・終了に関する規定(契約内容を変更する場合の事前告知義務等)【継続的取引のみ】

支払サービス提供者と利用者との間における権利義務関係の明確化・共通化

○ 手数料に関する規定

支払サービス提供者は、利用者に対する情報提供義務を履行するに当たり、原則として利用者から手数料を徴収してはならないこと等

○ 無権限取引に関するルール

- 支払人は、損失補填を受けるためには、無権限取引の事実を知った時から著しい遅滞なく、かつ、口座引落日から13ヶ月以内に通知することが必要
- 無権限取引が発生した場合、支払サービス提供者は、直ちに当該金額を支払人に返還等する必要
- 無権限取引が決済手段の紛失等又は不正利用によって生じたものであって、支払人に過失が認められる場合、支払人は150ユーロを上限として損失を負担する必要。ただし、決済手段の紛失等又は不正利用が支払人の故意又は重大な過失によるものである場合には、支払人は全損失額を負担する必要

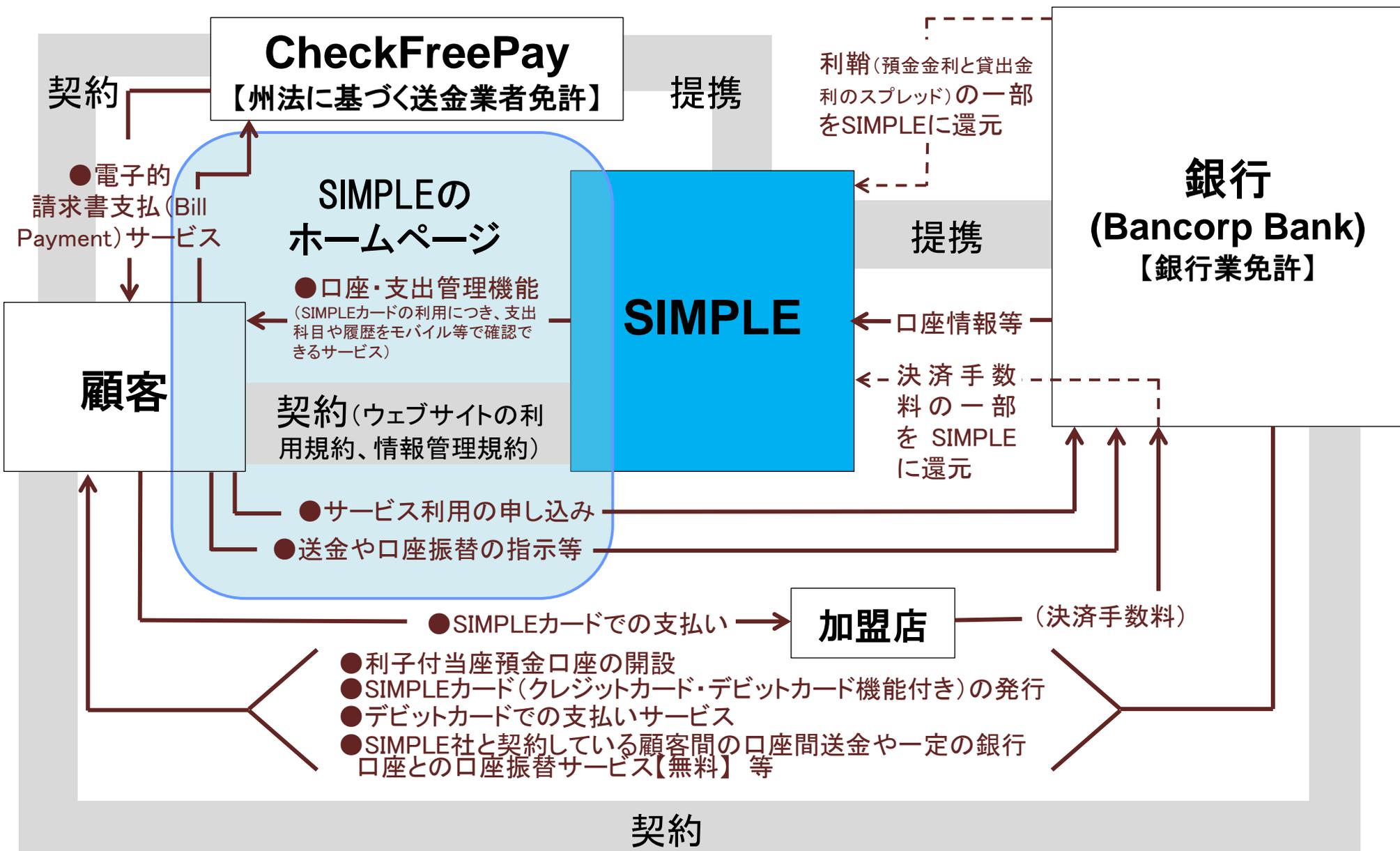
○ 支払取引の実行に関する規定

- 支払取引の実行に要する期間(支払サービス提供者は、資金の受領後遅くとも翌営業日終了時点までに受取人側の支払サービス提供者の口座に入金記帳する必要)
- 支払取引の不履行等に関する責任(支払サービス提供者による支払人への資金返還義務、原因の追跡調査義務等)

PSDの見直し(第二次PSD)について

- 2013年7月、欧州委員会は、現行PSDの成立後、情報通信技術の革新により決済サービスを担う新たなプレーヤーが登場したこと等を受け、現行PSDの廃止及び新たな決済サービス指令(PSD2)策定のための提案を欧州議会並びに欧州連合理事会に送付。
- 欧州連合理事会は、2014年12月、PSDの見直しに関する欧州議会との交渉スタンスについて合意し、欧州議会との協議を開始する旨のプレスリリースを発表。
- 見直しの可能性のある事項として、指令の適用範囲(対象通貨の拡大、支払サービス提供者の一方がEU域内に所在する場合への拡大)、「third party payment service provider」(支払口座に対するアクセスを可能にするサービス(支払取引の起動に係るサービス)を提供する事業者)の規制対象化等が議論されている模様。

米SIMPLE社のサービス(銀行口座へのアクセスに係るサービスの提供等)の概要



各国における決済インフラ(小口決済システム(ACH))の概要

機能高度化(ISO20022/XML電文対応)

- 全銀システムは2011年にXML電文をオプション採用したが、旧電文の使用も引き続き可能であり、金融機関のXML対応は進んでいない状況。
- 欧州では、EU規制でエンドデイトを設定してACH及び銀行がXML電文に移行。米国では、FRBが1月に公表した文書において、ACH及び銀行のXML対応を今後の目標の一つに掲げ、エンドデイトが不可欠との認識を示した。今秋を目途にロードマップを策定予定とのこと。

機能高度化(上限金額)

- 全銀フォーマットでは、送金額欄が10桁に設定されており、100億円以上の送金は分割して実施する必要。
- 海外のACHでは、上限金額の設定がないケースもある。

	全銀システム	STEP2(汎欧州)	Equens(独・蘭)
上限金額	100億円未満	明示的にはなし (システム上は16桁(1京ユーロ未満))	明示的にはなし (システム上は9桁(10億ユーロ未満))

国内送金フォーマットの国際対応

- 我が国の国内送金に使用されている全銀フォーマットは、独自の金融機関コードやカナ文字を使用していることなど、我が国を含む各国の銀行が海外送金の際に使用しているSWIFTフォーマットと異なっている。
- 欧州は、域内送金においてもSWIFTフォーマットを使用しており、域内送金と海外送金のフォーマットが統一されている。また、米国は、国内送金においてSWIFTフォーマット以外のフォーマットを使用しているが、SWIFTフォーマット同様、英数字を使用している。

	日本	欧州(ユーロ圏:SEPA)
国内送金における口座特定情報	独自フォーマット ・受取人名(カナ文字) ・預金種目、国内の銀行・支店コード、口座番号	SWIFTフォーマット ・BIC(SWIFT指定銀行コード) ・IBAN(国コード+国内の銀行コード+口座番号) ※受取人名(英字)も記載するが、口座特定には使用しない。また、来年2月からはBICも不要となり、IBANのみで口座特定(EU規制)。

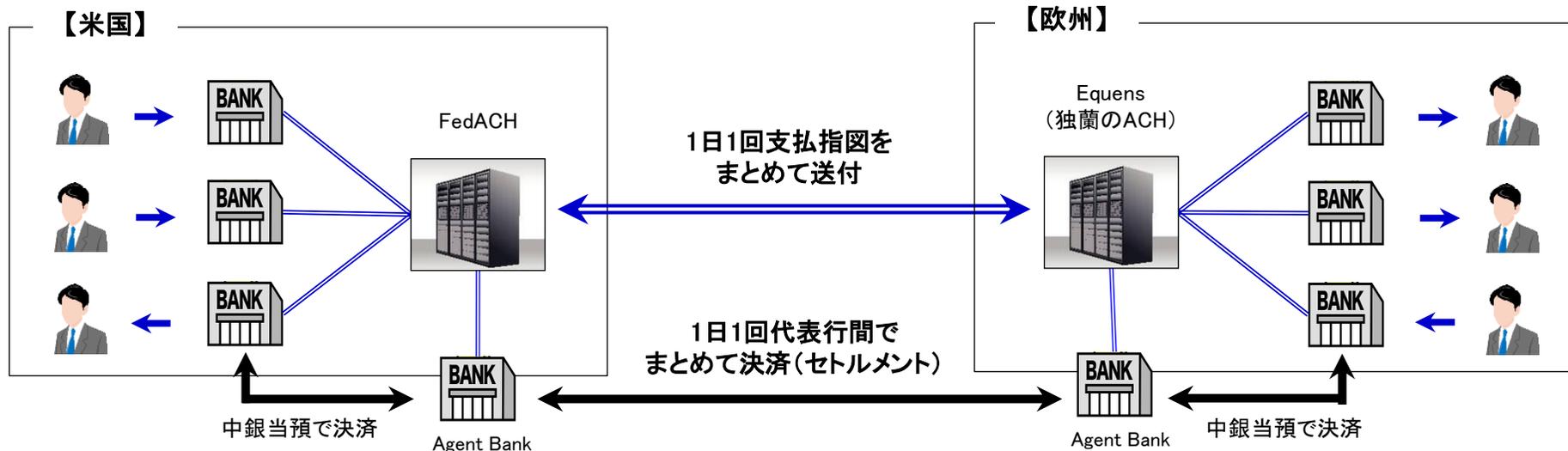
ACHの運営形態

- 海外、特に欧州のACHは、主要銀行が出資する株式会社であることが多く、送金以外のサービス(例えば、他行へ口座を移した場合に、公共料金などの引落先に新口座情報を連絡するとともに、旧口座宛での引落しを1年程度継続させるサービスなど)を提供したり、海外にシステムを販売する等の取組みが見られる。

	全銀システム	Equens(独・蘭)	CORE(仏)	FPS(英)	Bacs(英)	FedACH(米)	EPN(米)
運営者	(一社)全銀ネット	(株)Equens	(株)STET	(株)FPSL	(株)BPSL	FRB	(株)TCH
出資者	全銀協 (正会員:120行)	5行	6行	10行	16行	—	24行

海外送金に係る枠組み

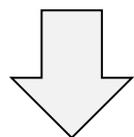
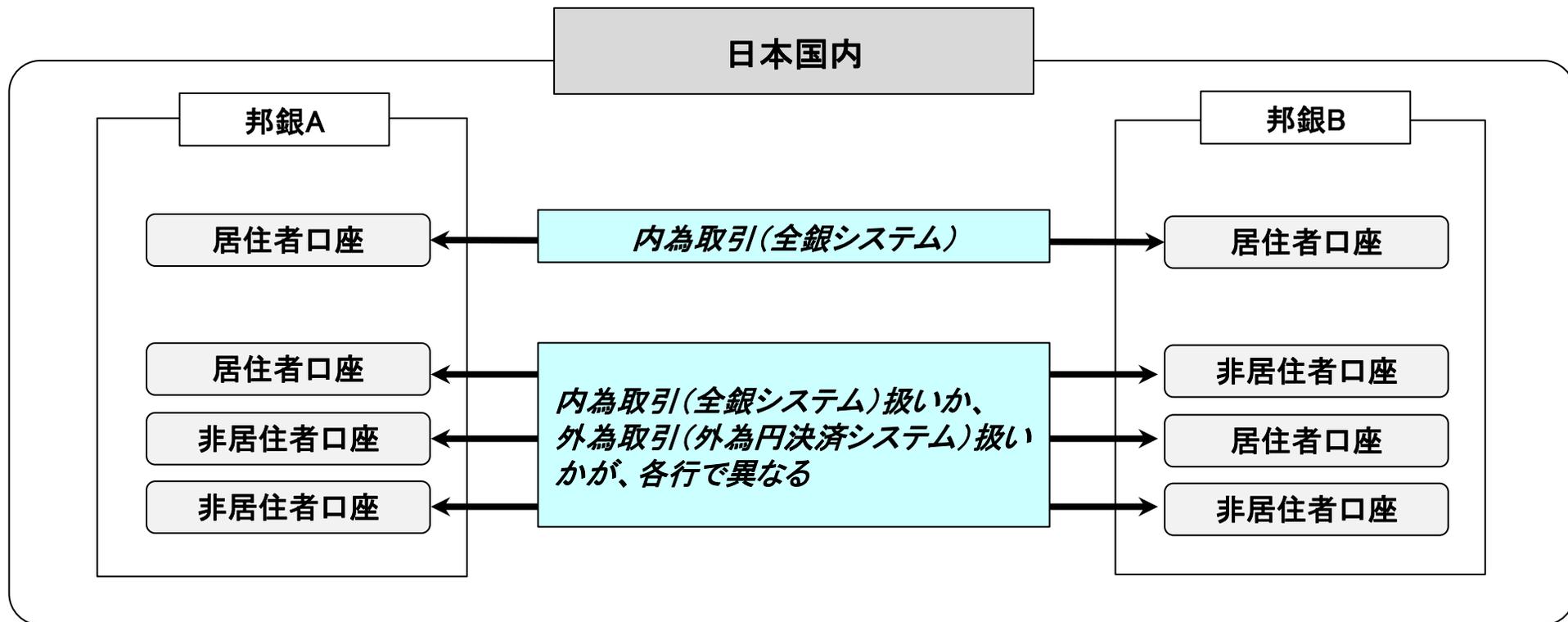
IPFA (International Payments Framework Association) に基づく海外との接続



【運用の実態等】

- 通常のSWIFTネットワークとコルレス契約に基づく送金は、比較的割高(数十ドル)である一方、問題がなければ当日に着金する、いわば「High Value Payment」との位置付け。
- IPFAモデルでは、着金までに2~3日要するものの、支払指図と決済をまとめて行うことで事務を効率化し、比較的安価な送金を実現(数ドル程度(国内送金手数料+ α))。いわば、「Low Value Payment」との位置付け。
 - ※ 米国は、欧州22カ国以外に、カナダ・中南米の13カ国と米国が指定するフォーマット・ネットワークを用いて接続(合計35カ国と接続済み)
- 米国・欧州間の送金について、上限金額はない。また、企業間の送金が主とのこと。
 - ※ 米国と中南米間の送金については、郷里送金が主とのこと。

各国における非居住者に係る送金の取扱い



この点、海外での取り扱いは以下のとおり

米国	英国	ドイツ
内為取引扱い	内為取引扱い	内為取引扱い

FRBによる「米国決済システムの高度化に向けた戦略」

1. 経緯

- FRBは、安全・効率・汎用性に優れた決済システムが米国経済には不可欠との考えから、2012年以降、決済システムの高度化に係る検討を進め、本年1月末、米国決済システムの高度化に向けた目標と戦略をまとめた文書を公表。

2. FRBが掲げた5つの目標

- ① スピード - より速いユビキタスな電子的ソリューションの実現
- ② セキュリティ - 信頼性等を備えた堅固なセキュリティの維持
- ③ 効率化 - 電子決済の割合増加、決済コストの削減、革新的な決済サービスの実現
- ④ 国際化 - 便利で費用効率が高くタイムリーなクロスボーダー決済の提供
- ⑤ 協調 - 多くの関係者の連携による改善点の特定、改善の促進

3. FRBが目標を達成するために掲げた5つの戦略

- ① ファスターペイメントと決済セキュリティに関する2つのタスクフォース(TF)を設立(2015年4月～)(幅広い参加を呼びかけ)
- ② ファスターペイメントに関して、政策課題と導入手段を特定(2016年まで)
- ③ 決済セキュリティTFに関して、新しいサービスを支える決済インフラのために必要なソリューションを特定
- ④ 効率性の向上
 - ・ ISO20022標準への適合(エンドデイトが不可欠)(今秋を目途にロードマップを策定予定とのこと)
 - ・ P2P、P2B、小規模事業者間での決済取引の効率化を目的としたペイメント・ディレクトリの構築
 - ・ B2B決済におけるユビキタスなプラットフォームの実現可能性について検討
- ⑤ FRB提供サービスの向上
 - ・ Fedサービスの営業時間と機能の拡大(2016年以降、24時間365日対応について検討)
 - ・ クロスボーダー決済の接続先(現在35カ国)の拡大とサービス向上

欧州における決済高度化に関する取組み

Euro Retail Payments Board

○ ユーロ圏のリテール決済について、統合された、革新的且つ競争的な市場を創設することを目的として、2013年12月にECBによって設置された会議体。

※ 企業・消費者サイドからの議論参加の要望を踏まえて設置

○ ボードメンバーは、リテール決済の需要側及び供給側の各団体(右記)12名とECB(議長)の13名で構成。

○ 年2回会合を開催し、ハイレベルな論点について方針を提言。

○ 直近会合(2014年12月)での主な提言は以下のとおり。

・ IBAN(国コード+国内銀行コード+口座番号)のみを用いたSEPA送金への円滑な移行

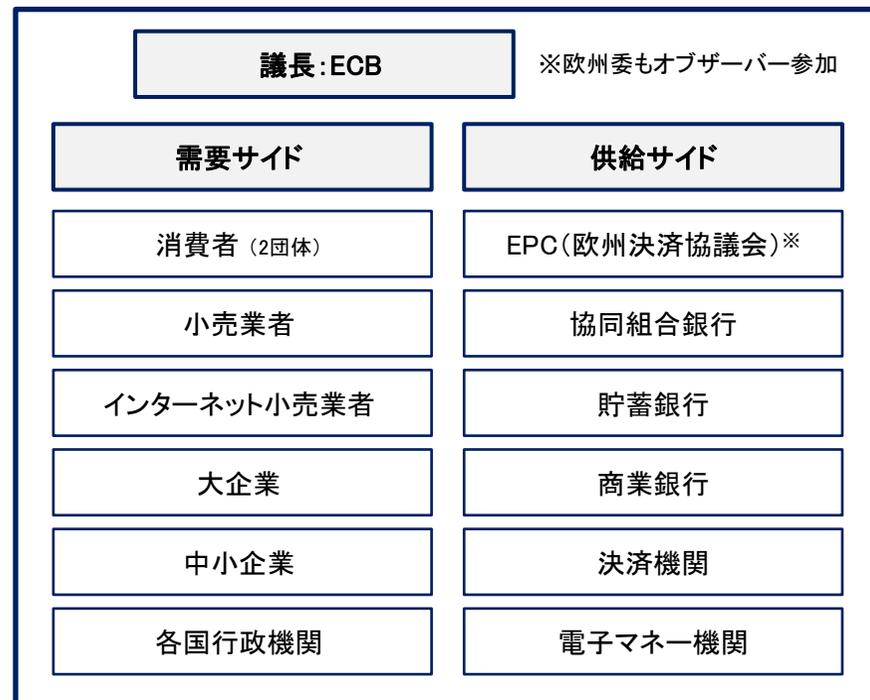
※ 域内送金に際して、EU規制に基づき、2016年2月からSWIFTが指定するBIC(銀行識別コード)は不要になり、IBANが唯一の情報となる

・ Instant Payment (24時間365日リアルタイム決済(EBAの取組参照))

・ P2P Mobile Payment (WGを設置。2015年半ばまでの報告を求める)

・ 非接触型決済 (WG設置。2015年末までの報告を求める)

【ERPBの構成】



※ EPC(欧州決済協議会)は、SEPAの取組みを促進するため、2002年に設立されたEU内の銀行・銀行協会の団体

EBA(ユーロ銀行協会)

※ 汎欧州型のACHであるSTEP2を運営

○ ECB及びERPBの要請に応じて昨年からInstant Paymentについて検討を開始し、本年2月にタスクフォースを設置。

○ 2015年から2018年までのロードマップを策定するとともに、2015年半ばまでに適切なソリューションについてブループリントを発表予定。

その他

○ 欧州では、近年、銀行のCMSについて、企業側から銀行のレポーティング・メッセージのフォーマットを共通化してほしいとの要望があるとのこと。現在、業界として取り扱うか検討中とのこと。

Payment Council

1. 経緯

- 2000年の財務大臣レポートによって、決済サービスの参入障壁がイノベーションの妨げとなっている旨が指摘され、公正取引庁を中心に「決済システム検討のタスクフォース」を立ち上げ。⇒ 24時間365日リアルタイム決済(FPS)を実現
- FPS達成後にタスクフォースは終了し、代わりとして、2007年に民間の公益組織としてペイメントカウンシルが設立。

2. ペイメントカウンシルの活動内容と体制

- 英国における資金決済の戦略策定、サービス開発(携帯番号による送金サービス(PayM)等)、決済業界における国内外の標準化等を検討。また、決済インフラ会社と契約を締結し、ペイメントカウンシル決定事項の遵守を義務化。
- ボードメンバーは、参加銀行の代表11名と独立メンバー4名の15名で構成。また、政府・中銀から2名がオブザーバー参加。
- ペイメントカウンシルへの参加要件は、英国のPayment Service Providerであり、且つ取扱件数が一定以上あること。

3. 現状

- 2009年12月にペイメントカウンシルは、2018年での小切手の廃止を決定。しかし、費用対効果の検討や代替手段の検討がなされていないとの指摘を受け、財務省の特別委員会が本件を調査し、小切手の廃止ではなく処理効率化を目指すべきであること、及び業界団体がそのような大きな決定をするべきではないと指摘。
- 昨年12月末をもって、ペイメントカウンシルと各決済インフラ会社との契約が解除。

PSR(Payment Systems Regulator)

- 英国政府は、財務省の上記特別委員会の提案を受け入れ、2013年銀行改革法に基づき、2014年4月にPSR(Payment Systems Regulator)を新たに設置。2015年4月30日からフル稼働する予定。
- PSRの目的は、決済システム・サービスの競争及び技術革新の促進、サービス利用者の利益を考慮した決済システム運営の確保。今後、業界とともに決済に係る戦略を立案する機能を有する予定(具体的な規制枠組みは本年3月末までに公表)。